

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
宇佐市	上高家地区	令和3年3月22日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	69.2ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	38.4ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計(法人は除く)	7.7ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.4ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	7.7ha
(備考)	

2 対象地区の課題

上高家地区については、認定農業者の法人及び個人が主に地域の担い手となっており5年間は大きな問題は生じないと考えられる。しかし、10年後を考えると法人の構成員の高齢化が懸念される。今後、構成員の世代交代を進めるために青年の新規就農者の確保の取組みを検討する必要がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

上高家集落の水田利用は基本的には、現在主に耕作している行政区内の認定農業者法人及び個人に集約している。今後も、上高家地区の水田利用は、人・農地プランに記載している中心経営体の担い手に、耕作者と地権者と協議しながら集約していく。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A	米・麦・大豆等	25.0 ha	米・麦・大豆等	30.0 ha	
認農	B	米・麦・大豆等	5.3 ha	米・麦・大豆等	8.0 ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	2人		30.3 ha		38.0 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

現在、農地の貸付意向の土地については3筆把握できている。今後についても、集落の集まり等の機会に定期的に地区の方に、農地の貸付意向の確認を行う。

農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地の利用権設定を行う際には、農地中間管理機構を活用していく。

基盤整備への取組方針

近年の農業機械の大型化に伴い、農道の拡幅や農地の区画拡大の基盤整備事業を検討していく。また、水路の老朽化も進んでいるので改修事業も検討していく。

新規・特産化作物の導入方針

米、麦等の土地利用型作物が主になっている。今後、水稻の価格が低下することが予想されるので、収益性の高い園芸作目の導入も地区として考えていく必要がある。